

広島県告示第百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
下河内二一八地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成十九年九月十八日広島県告示第九百三十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱二号と同一とし、標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとする。

市・区				町	大字	字	地番	標柱番号
広島市 佐伯区				五日市町	下河内	野地	八八番一	標柱一号
			九五番二	標柱二号及び四号				
			九五番八	標柱三号				
			九三番二	標柱五号及び六号				